

入善町地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、富山県まち・ひと・しごと創生総合戦略及びにゅうぜん「まち・ひと・しごと」づくり戦略に基づき、町と富山県が共同して行う地方就職学生支援事業について、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学を卒業した学生の町内への移住を伴う富山県内への就職を支援する入善町地方就職支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、入善町補助金等交付規則（昭和35年入善町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金額)

第2条 支援金の金額は、富山県内に所在する企業に就職することが内定している場合、その企業への就職活動にかかった往復交通費の2分の1以内の額を地方就職支援金として支給する。ただし、上限額は12,960円とする。なお、内定企業から交通費の支給があった場合、交付額は往復交通費から内定企業からの支給額を差し引いた額の2分の1以内とする。

(交付回数)

第3条 一人1回を限度とする。

(対象者要件)

第4条 申請時において、次の(1)及び(2)の要件を満たす者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウの要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(イ) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）を除く。）のキャンパスに4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。ただし、町長が認める場合はこの限りでない。

(ウ) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(7) 富山県内に所在する企業に就職することが内定していること。

(8) 卒業後に上記内定企業に就職し、町に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(8) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(9) 申請者は、富山県又は入善町が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

ア 就業先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(7) 勤務地が富山県内に所在すること。

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

(9) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(10) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(11) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(7) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

（交付の申請）

第5条 支援金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、入善町地方就職支援金交付申請書（様式第1号）、内定先企業の内定証明書（様式第2号）、交通費の領収書及び本人確認書類並びに第4条第1号及び第2号の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第6条 町長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第8条 町は、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 町長は、地方就職支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還 次のいずれかに該当する場合

ア 虚偽の申請であること並びに居住及び就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合

ウ 申請日から1年以内に町に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に町に住民票がある場合を除く。）

エ 就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）

オ 転入日から3年未満に町以外の市区町村に転出した場合

(2) 半額の返還 転入日から3年以上5年以内に町以外の市区町村に転出した場合

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。